

令和6年度 盛岡市放課後児童クラブ利用給付金のご案内

放課後児童クラブを利用する世帯の利用料負担の軽減のため、次のとおり「盛岡市放課後児童クラブ利用給付金」の給付を実施します。

なお、令和6年度より放課後児童クラブと放課後等デイサービスのきょうだい同時利用も対象となりましたので、併せてご案内いたします。

1 目的

子育ての経済的負担感が大きいきょうだい利用世帯のほか、経済的な理由により放課後児童クラブに入所することが困難と認められる低所得世帯に対し、市が利用料等について給付を行うことにより、放課後児童クラブの利用を促進し、児童の健全育成の推進に資することを目的とします。

2 対象になる方

市内に住所を有し、市内の民設放課後児童クラブを利用する児童の保護者で、次の各号のいずれかに該当する方が対象です。

- (1) 世帯員の市民税所得割額の合計額が 133,000円未満の方（要綱第3第1項第1号該当）
- (2) 生活保護受給世帯の方（要綱第3第1項第2号該当）
- (3) 児童扶養手当を受給している方（要綱第3第1項第3号該当）
- (4) ひとり親家庭等医療費を受給している方（要綱第3第1項第4号該当）
- (5) 就学援助を受給している方（要綱第3第1項第5号該当）
- (6) その他(2)～(5)と同等の方（要綱第3第1項第6号該当）

3 給付対象とする利用料等の範囲

放課後児童クラブの設置者等に対し毎月決まって支払う費用及び入所を約することにより一時に支払う費用のうち、当該放課後児童クラブの運営規程等に具体的な金額の定めがあり、放課後児童健全育成事業を利用するために直接必要であると認められるものとします。

【参考】利用料等の例（クラブにより名称等が異なりますが、次のようなものを月額で支払っている場合、対象となる可能性があります。）

毎月払のもの：基本利用料、定額の延長利用料、定額の送迎費 など

一時払のもの：入会金 など

給付金は、出席日数が10日以上の月について（※）、児童1人ごとに月単位で算定するものとし、金額は次のとおりとします。※病気や、けが等の理由により、やむをえず利用できなかった月は、給付金の対象となります（理由を確認させていただく場合があります。）。

支給対象者区分	【現行どおり】 きょうだいで同時に放課後児童クラブを利用する際の第1子	【現行どおり】 きょうだいで同時に放課後児童クラブを利用する際の第2子以降	【新規】 第2子以降に放課後等デイサービスを利用する児童がいて、かつ放課後児童クラブを利用する際の第1子	【新規】 第2子以降が放課後児童クラブを利用し、かつ第1子が放課後等デイサービスを利用する際の第2子以降
世帯員の市町村民税所得割額の合計額が133,000円未満	－	負担した月額利用料等の全額 (上限17,000円)	－	負担した月額利用料等の全額 (上限17,000円)
生活保護受給	負担した月額利用料等の全額 (上限17,000円)	負担した月額利用料等の全額 (上限17,000円)	負担した月額利用料等の全額 (上限17,000円)	負担した月額利用料等の全額 (上限17,000円)
児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費又は就学援助のいずれか受給	負担した月額利用料等 － 3,000円 (上限14,000円)	負担した月額利用料等の全額 (上限17,000円)	負担した月額利用料等 － 3,000円 (上限14,000円)	負担した月額利用料等の全額 (上限17,000円)

●複数の区分に該当する場合には、うち最も有利な区分の給付を受けることができます。

●入所を約することにより一時に支払う費用は、利用期間の最初の月に含めるものとし、当該月の給付上限額は、上記の表の2倍の金額とします。

●放課後等デイサービスを利用する児童自身は、本制度の支給対象外です。

【助成の例】

(ケース1) 就学援助世帯 (児童2人)

※利用料を下記のとおりとした場合

放課後児童クラブ利用料 10,000 円
 放課後等デイサービス利用料 4,600 円

○第1子・第2子が放課後児童クラブを同時利用

(通常支払う利用料)

(利用者実負担額)



○第1子が放課後等デイサービス、第2子が放課後児童クラブを同時利用

(通常支払う利用料)

(利用者実負担額)



○第1子が放課後児童クラブ、第2子が放課後等デイサービスを同時利用

(通常支払う利用料)

(利用者実負担額)

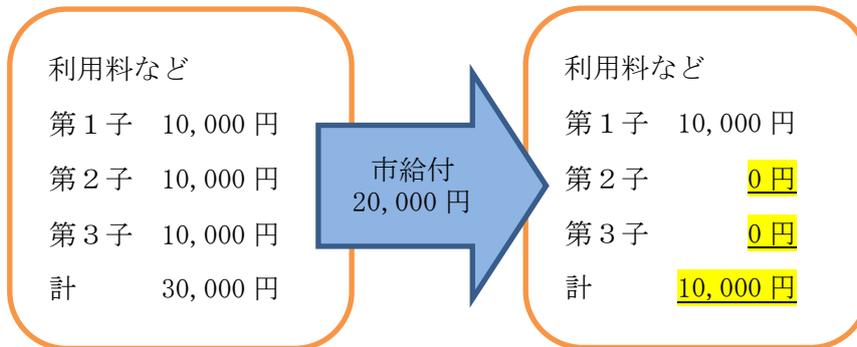


(ケース 2) 市町村民税所得割額合計額 133,000 円未満世帯 (児童 3 人)

○第 1 子・第 2 子・第 3 子が放課後児童クラブを同時利用

(通常支払う利用料)

(利用者実負担額)



○第 1 子が放課後等デイサービス、第 2 子・第 3 子が放課後児童クラブを同時利用

(通常支払う利用料)

(利用者実負担額)



○第 1 子・第 3 子が放課後児童クラブ、第 2 子が放課後等デイサービスを同時利用

(通常支払う利用料)

(利用者実負担額)



5 給付申請・請求の流れ

「①償還払い用」又は「②施設代理受領用」のいずれかを選択し、申請してください。

「①償還払い」を選択した場合、給付金は市から保護者に対し直接支払われます。

「②施設代理受領」を選択した場合、市からの給付金は施設が保護者に代わって受け取り、保護者には利用料等から市が給付決定した金額を差し引いた金額が施設から請求されます。

ただし、「②施設代理受領」については、施設において対応可能な場合に限り選択できるものですので、事前に施設に対応の可否を確認の上、提出してください。

【①償還払いを希望する場合の手続き】

- (1) 保護者は、「令和6年度盛岡市放課後児童クラブ利用給付金支給申請書※」及び「令和6年度盛岡市放課後児童クラブ利用給付金支給請求（精算）書※」を、上半期分（4～9月分）については令和6年10月16日までに、下半期分（10～3月分）については令和7年4月16日までに、市に対し提出します（児童1人ごとに提出が必要です。）。

※請求の際には、利用費の内訳が確認できる領収書の写し（対象期間分。通帳の写し等は不可）及び「2 対象になる方」の各号に掲げる要件に該当することを証明できる書類の写し（対象期間中を通して要件に該当していることを確認できること）を添付し、提出してください。

- (2) 市は、申請書の内容を審査し、給付金の支給を決定したときは、支給決定通知書により保護者に対し通知するとともに、上記請求期日の翌月末日までに、請求書で指定された口座に給付金をお支払いします（請求が期日までになされない場合、提出書類の内容に不備がある場合等は、この限りではありません。）。審査の結果、支給要件を満たさない場合は、支給不承認通知書により通知します。

【②施設代理受領を希望する場合の手続き】

- (1) 保護者は、令和6年4月16日までに、「令和6年度盛岡市放課後児童クラブ利用給付金支給申請書※」を提出します（児童1人ごとに提出が必要です。）。
- (2) 市は、申請書の内容を審査し、給付金の支給を決定したときは、支給決定通知書により施設を通じて保護者に対し通知します（既に施設において徴収した金額があるときは、施設は給付金相当額を保護者に対し返還するものとします。）。審査の結果、支給要件を満たさない場合は、支給不承認通知書により通知します。
- (3) 施設は、「盛岡市放課後児童クラブ利用給付金支給請求（精算）書※」により、上半期分（4～9月分）を令和6年10月16日までに、下半期分（10～3月分）を令和7年4月16日までに、それぞれ市に対し請求します。

※請求書には、「2 対象になる方」の各号に掲げる要件に該当することを証明できる書類の写し（対象期間中を通して要件に該当していることを確認できること）を添付し、提出してください。

- (4) 市は、各請求期日の翌月末日までに、指定された口座に給付金を振り込みます（請求が期日までに成されない場合、提出書類の内容に不備がある場合等は、この限りではありません。）。審査の結果、支給要件を満たさない場合は、支給不承認通知書により通知します。

7 その他

- (1) 「2 対象になる方」の第1号に該当するか否かについては、令和6年4月分～同年8月分の給付金については、令和5年度の市町村民税所得割額、令和6年9月分～令和7年3月分の給付金については、令和6年度の市町村民税所得割額によりそれぞれ判断します。

税額については、市において税務情報等の公簿を閲覧及び調査し確認しますが、市において税務情報等を確認することができない方について、課税証明書の写しを提出していただく場合があります。

- (2) 受給資格を喪失したとき、市町村民税額の変更決定があったとき又は放課後児童クラブの利用状況に変更があったときは、速やかに市に対し申し出てください。
- (3) 期日を過ぎての申請は、やむを得ない事情がある場合を除き、認められませんので、御注意ください。

8 申請書及び請求書提出先・問合せ先

盛岡市子ども未来部子ども青少年課 施設管理係

〒020-0884 盛岡市神明町3番29号

電話：019-613-7257（直通）